

農業経営セーフティネット研修支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

農業者が自らの経営に最適な農業セーフティネットを選択できるよう、農業者グループが行う各種制度や青色申告に関する研修会の開催等に必要な経費を支援します。

3 利用対象者

農業者組織、農業者団体

※個人が属するグループは、JA生産者部会、指導農業士会、認定農業者協議会、または農家10戸以上のグループとし、法人が属するグループは、農業法人協会、地域営農法人協議会、または3法人以上のグループとする。

いずれのグループも地域単位での各支部を利用対象とすることも可能とする。

4 支援内容

(1) 補助要件：各制度に対する理解促進を図るための組織的な取り組みであること。

※NOSAI又は税理士会を講師とする収入保険をはじめとした各種セーフティネット制度または青色申告についての研修会を必須とする。

(2) 対象経費：研修会の開催、農業者間の意見交換、青色申告ソフト導入等に係る経費

(3) 補助率：2/3

(4) 補助上限額：200千円

5 募集期間

(1) 募集期間：未定

(2) 申請書類（様式）の入手方法：県ホームページからダウンロード

(3) 申込み先：農林水産部農政企画課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農政企画課

(2) 担当（係）名：企画担当

(3) 電話番号：023-630-2422

収入保険新規加入緊急奨励事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

自然災害や新型コロナの影響による農産物の価格低下などのリスクを踏まえたうえでの備えとして、収入保険に新規加入する農業者に対して、掛捨て保険料の一部を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

4 支援内容

- (1) 補助要件：令和4年度中に保険期間が開始する収入保険の新規加入者
- (2) 対象経費：収入保険の掛捨て保険料
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：30千円（県20千円、市町村10千円）または掛捨て保険料実費のいずれか低い額
- (5) その他：市町村との協調補助10千円

5 募集期間

- (1) 募集期間：未定
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村で入手、県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農政企画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 電話番号：023-630-2422

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：地域農政担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁 023-621-8141
最上総合支庁 0233-29-1319
置賜総合支庁 0238-26-6049
庄内総合支庁 0235-66-5724

元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金 (組織的な取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者を受け入れる体制の強化、生産体制の強化、事業の継承・発展等の組織的な取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

新規就農者受入協議会、営農組織、農業者組織、農業者団体、外部組織（他産業、他地域等の参入）等

4 支援内容

(1) 補助要件

- 多様な担い手による地域農業の持続・発展に資する組織的な取組みであること
- 取組み状況を積極的に発信すること

(2) 対象経費

事業目標（地域農業の担い手確保、農業産出額の向上、農地利用の改善等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

※ 補助対象経費上限額 8,000千円
(ソフト単独の場合300千円)

(3) 補助率：1/3以内

※ 県域の事業の場合、補助率1/2以内（市町村による協調補助なし）

(4) 補助上限額：2,666千円（ソフト単独の場合100千円）

(5) その他（協調補助等について）：市町村による協調補助1/6

5 募集期間

(1) 募集期間：令和4年4月中旬に公表予定

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

(県域の取組みの場合、農林水産部農業経営・所得向上推進課)

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3405

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁 農業振興課
- (2) 担当(係)名：(村山) 地域戦略推進担当、(村山以外) 地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁 農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁 農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁 農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁 農業振興課	0235-66-5497

元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金 (新規就農者等の経営発展の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者等の経営発展や、小規模家族経営の経営継承に向けた経営発展等の取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者：新規就農者等、家族経営体 等

4 支援内容

(1) 補助要件

- 新規就農者等の経営発展に向けた取組みであること
- 小規模家族経営体等の経営継承に向けた経営発展の取組みであること

(2) 対象経費

事業目標（経営発展及び経営継承等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

※ 補助対象経費上限額 2,000千円

(3) 補助率：1/3以内

(4) 補助上限額：666千円

(5) その他（協調補助等について）：市町村による協調補助1/6

5 募集期間

(1) 募集期間：令和4年4月中旬に公表予定

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-3405

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁 農業振興課

(2) 担当（係）名：(村山) 地域戦略推進担当、(村山以外) 地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁 農業振興課 023-621-8385

最上総合支庁 農業振興課 0233-29-1320

置賜総合支庁 農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁 農業振興課 0235-66-5497

元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金 (女性農業者の活躍促進の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、女性農業者組織の活躍促進や、農業における女性の労働環境改善の取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

農業者組織、農業者団体、組織経営体、家族経営体 等

4 支援内容

(1) 補助要件

- 女性農業者の活躍促進や、農業における女性の労働環境改善の取組みであること
- 取組み状況を積極的に発信すること

(2) 対象経費

事業目標（女性農業者組織の活動の活性化、働きやすい環境づくりの実現、女性の経営参画の実現等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

※ 補助対象経費上限額 ハード事業の場合、1,000千円
 ソフト事業の場合、100千円

(3) 補助率：ハード事業の場合、補助率1／3以内

※ 県域の取組みの場合、補助率1／2以内（市町村による協調補助なし）
ソフト事業の場合、定額

(4) 補助上限額：ハード事業の場合、333千円

ソフト事業の場合、100千円

(5) その他（協調補助等について）：ハード事業の場合、市町村による協調補助1／6 ソフト事業の場合、市町村による協調補助（定額）

5 募集期間

(1) 募集期間：令和4年4月中旬に公表予定

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

（県域の事業の場合、農林水産部農業経営・所得向上推進課）

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3405

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁 農業振興課
- (2) 担当(係)名：(村山) 地域戦略推進担当、(村山以外) 地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁 農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁 農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁 農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁 農業振興課	0235-66-5497

G A P 認 証 取 得 支 援 事 業 費 補 助 金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

環境負荷低減に取り組む団体が国際水準GAP（GLOBALG. A. P.、ASIA GAP、JGAP）の認証取得を目指す取組みに対し、審査費用等への支援を行います。

3 利用対象者

農業法人（一戸一法人は除く）、農業者が組織する団体、農業協同組合
※経営を別にする複数の農場が同一の方針・目的の下に集まり、代表者及び
団体事務局を有する組織が対象となります。

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 国際水準GAP（GLOBALG. A. P.、ASIA GAP、JGAP）の
団体認証を取得すること
- 環境負荷低減に配慮した取組みを行うこと
＜取組例＞ ・ I P M（総合的病害虫・雑草管理）に基づいた農薬使用量の削減
・ 適正な施肥設計による化学肥料の使用量の低減
・ 水田からのメタンの発生量を削減するための中干し期間の延長 等

(2) 対象経費：認証審査に要する費用

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：①審査費用 取得する認証の種類ごとに以下のとおり

GLOBALG. A. P. 295千円×（団体の構成員数の平方根＋2）

ASIA GAP 150千円×（団体の構成員数の平方根＋2）

JGAP 130千円×（団体の構成員数の平方根＋2）

②審査員旅費 実費の1/2

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：未定（今後、農林水産省から示されます）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 農業技術環境課

(2) 担当（係）名：安全農産物担当

(3) 電話番号：023-630-2408